

お知らせ

**犬の新規登録と狂犬病予防
注射済票は動物病院でも**

次の動物病院では、狂犬病予防注射を受ける際に、犬の新規登録や狂犬病予防注射済票の交付が受けられます。

手続き可能な病院：●八日市場動物病院 ☎73・7003 ●いぐら台動物病院 ☎73・5246 ●わたるペットクリニック ☎63・7287 手数料：【新規登録】3000円【注射済票交付】5500円

※犬の鑑札または集合注射の案内はがきを持参してください。手数料の他に注射料金が掛かります。金額は動物病院へお問い合わせください。

環境生活課環境班

☎73・0088

事業系ごみは事業者が責任をもって処理を

事業所から出るごみ（事業系ごみ）は、市では収集しません。事業系ごみは、その種類に合った処理施設へ搬入するか、一般廃棄物または産業廃棄物の収集・運搬許可業者に委託するな

どして事業者（法人だけでなく個人事業主を含む）自ら適正に処理してください。

環境生活課環境班

☎73・0088

マナーとルールを守って公園を利用しましょう

公園は次のマナーとルールを守って利用しましょう。

●体調が悪い場合は利用を控えましょう。密集・密接を避け、小まめに手洗いをしましょう。また、大人数や長時間の飲食を伴う集まりは控えましょう。

●ごみは各自で持ち帰りましょう。●犬の散歩は、引き綱（リード）を付け、ふんをした場合は飼い主が持ち帰りましょう。

●小さな子どもが遊具で遊ぶときは大人が付き添いましょう。●車両の乗り入れ、ゴルフの練習、硬いボール・バットの使用、ドローンなどを飛ばす行為、火気の使用は禁止です。

都市整備課都市計画班

☎73・0091

トラクターなどは泥を落としてから走行を

トラクターや堆肥運搬車など農業機械で公道に出るときは、附着している泥などを落としてから走行しましょう。

道路上の泥などの塊は、車両や歩行者の通行の妨げとなり、大変危険です。やむを得ず道路を汚してしまつた場合は、速やかに清掃してください。

産産振興課農政班

☎73・0089

犬・猫の不妊・去勢手術費用助成申請は3月末まで

市では飼い犬・飼い猫の不妊および去勢手術の費用の一部を助成しています。

令和4年4月～5年3月に手術を受けた飼い主は、3月31日（金）までに環境生活課（市役所1階）または野栄総合支所で申請をしてください。

※助成は同一年度内に1世帯につき1匹まで。詳細は左記までお問い合わせください。

環境生活課環境班

☎73・0088

匠瑤中継施設ごみの受け入れ休止

匠瑤中継施設では、収集車両などの点検のため、3月14日（火）～16日（木）は、ごみの受け入れを休止します。

※休止期間は、東総地区クリンセンター（銚子市野尻町1678-1）または旭中継施設

（旭市二の5938-1）にのみを搬入してください。

東総地区クリンセンター

☎0479・30・2311

介護職員研修費用の助成受け付けは3月17日まで

市では、介護職員初任者研修および介護福祉士実務者研修受講費用の一部を助成しています。

令和4年度の受け付けは3月17日（金）までです。●詳細は左記までお問い合わせください。

高年齢者支援課支援班

☎73・0033

福祉タクシー利用券申請は3月24日から

令和5年度分福祉タクシー利用券の申請を3月24日（金）から受け付けます。

対象者：①身体障害者手帳1級、2級および3級（視覚障がい、下肢・体幹機能障がい）の

②療育手帳「A」の1「A」の2「A」の1「A」の2」の

③精神障害者保健福祉手帳1級の人 申請方法：障害者手帳を持参し、福祉課（市役所1階）または野栄総合支所で手続き

福祉課障害福祉班

☎73・0096

家を売るなら 全国170店舗のイエステーションが

あなたにあった売却方法を一緒に考えます

片付け不要!! 空き家そのまま買取ります!

同じ不動産を売りたい人でもお客様によって状況が違います。お客様一人ひとりの売却事情に真摯に向き合い、お客様に最適な売却方法を提案いたします。

査定無料

イエステーション 旭店 ☎0120-755-506

イエステーション 横芝光店 ☎0120-074-762

どんな古い家でもご相談ください。ご来店、お電話お待ちしております。

過疎地域における 固定資産税の課税免除

過疎地域の産業振興を図るため、旧野栄町の区域において令和4年4月1日以降に一定の事業用資産を取得した特定の事業者などに対し、固定資産税を最大3年間免除します。

◆対象地域

旧野栄町の区域

◆対象事業

①製造業 ②旅館業（下宿営業除く）③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等

◆主な要件

- 青色申告をしている事業者などであること
- 令和4年4月1日以降の取得であること
- 取得価格要件は右表の通り

◆課税免除対象となる固定資産

家屋…建物およびその付属設備のうち直接事業の用に供

する部分

償却資産…機械および装置のうち直接事業の用に供する部分

土地…対象となる家屋の敷地面積部分（取得の日から1年以内に当該家屋の建設に着手した場合に限る）

◆課税免除期間

初めて課税されるべき年度から3年度分

◆申請方法

令和4年4月～12月に取得した資産は、申請書および添付書類を3月31日（金）までに税務課（市役所1階）まで提出

◆取得価格要件

対象事業	資本金規模		
	500万円以下 （個人含む）	500万円超 1億円以下	1億円超
①、②	500万円以上	1000万円以上 ※新設・増設のみ	2000万円以上 ※新設・増設のみ
③、④		500万円以上 ※新設・増設のみ	

※土地は取得価格の判定には含めません。

申問税務課資産税班 ☎73-0087

国民年金の任意加入

老齢年金は、保険料納付済み期間や免除期間などが10年以上ある場合に受給することができず。また、受給資格を満たしていても、年金未加入期間や保険料の未納・免除期間がある場合、その期間に應じて受け取る年金額が少なくなります。

日本国内に住所を有する60歳以上で厚生年金に加入していない人は、老齢年金の受給権確保や増額のために60歳以降も国民年金に任意加入することができます。

申請は、市民課（市役所1階）または野栄総合支所で受け付けています。保険料は口座振替になりますので、金融機関の通帳と届け出印をお持ちください。

申問市民課国民年金班

☎73-0086

労働力調査を実施

4月～7月の間、須賀地区の一部で労働力調査を実施します。

この調査は、国の経済政策や雇用対策などの基礎資料となる重要なもので、総務省が毎月公表する完全失業率はこの調査を基に発表されています。

対象世帯には、県知事発行の調査員証を携帯した統計調査員が伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

問県総合企画部統計課

☎043-223-2220

し尿のくみ取りには 手続きが必要

引っ越しなどにより、新たにくみ取り式トイレを利用する人（または利用しなくなる人）は、し尿のくみ取りに関する手続きが必要です。転入・転出などの届け出だけでは、自動的に加入や取り消しとはなりません。

※取り消しの手続きがない場合は、今まで通りくみ取りが行われ、料金が発生する場合があります。

申問東総衛生組合

☎62-0794

マイナンバーカード

郵送でも受け取れます

申請時に申請者が本人であることを書類で確認できる場合は、マイナンバーカードを郵送で受け取ることができます。

※申請方法や必要書類などの詳細は、左記までお問い合わせください。

申問市民課戸籍班

☎73-0086

匠瑳市版 生涯活躍のまち 形成事業

福祉のまちを一緒につくろう！



社会福祉
法人

一人ひとりに愛と希望を

九十九里ホーム

看護・介護・調理員・事務員等、様々な職種を募集します。

毎週火・木・土曜日、求人説明会を実施しますので、希望の日時をお知らせください。

場所：飯倉駅前地域交流センター「ナザレの里」 ☎0479-72-1400



2号広告